

令和2年7月22日



名古屋港管理組合

## 新型コロナウイルス感染症に係る 緊急経営支援策の拡充について

名古屋港を利用する事業者の方々の事業継続を支援するため、緊急経営支援策として港湾施設使用料等の支払いを猶予しておりますが、下記のとおり支援内容等を拡充します。

### 記

#### 1 支援内容

これまで令和2年4月から9月使用分までの納付期限を6か月間猶予していますが、対象期間を12月使用分まで延長します。

ただし、納付期限は令和3年4月30日となります。

#### 2 対象者

これまで中小企業者を対象者としておりましたが、名古屋港を利用する全ての事業者を対象者とします。

なお、申請時に令和2年4月以降の売上等が新型コロナウイルス感染症の影響により前年同月分と比べ減少していることが証明できる資料が必要となります。

#### 【お問合せ先】

企画調整室(調整担当)  
担当 桑山、伊藤  
TEL 052-654-7901

港営部港営課  
担当 木下、松原  
TEL 052-654-7871